

議 第 1 0 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の6第3号及び第4号並びに第17条の7第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 新潟県柏崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

第3条 新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ア及びイ並びに同条第4号ア及びイ並びに第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 5 条 新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号及び第 3 号並びに第 9 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第 6 条 新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第 7 条 新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例（平成 3 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号、第 7 条第 1 項第 1 号ア及びイ、第 8 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 9 条第 1 項第 1 号並びに第 1 1 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正）

第 8 条 新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 2 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 9 条 新潟県柏崎市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項から第 6 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（議会個人情報保護条例の一部改正）

第 1 0 条 新潟県柏崎市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め

る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日条例第13号）

改正後	改正前
第17条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第17条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第17条の7 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略)	第17条の7 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略)

改正後	改正前
4～6（略）	4～6（略）

新潟県柏崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年12月1日条例第49号）

改正後	改正前
(失職の例外) 第8条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2（略）	(失職の例外) 第8条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするところができる。 2（略）

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）

改正後	改正前
(期末手当の支給制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職には、第4条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)（略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に次に掲げる者であつた者が次に定める刑に処せられたもの ア 市長 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。） イ 市長以外の特別職 拘禁刑以上の刑 (4) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、次に掲げる者であつた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し次に定める刑に処せられたもの ア 市長 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）	(期末手当の支給制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職には、第4条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)（略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に次に掲げる者であつた者が次に定める刑に処せられたもの ア 市長 禁錮以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。） イ 市長以外の特別職 禁錮以上の刑 (4) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、次に掲げる者であつた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し次に定める刑に処せられたもの ア 市長 禁錮以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

改正後	改正前
イ 市長以外の特別職 <u>拘禁刑</u>以上の刑 (期末手当の支給の一時差止め) 第6条 支給日に期末手当を支給することとされていた特別職で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)	イ 市長以外の特別職 <u>禁錮</u>以上の刑 (期末手当の支給の一時差止め) 第6条 支給日に期末手当を支給することとされていた特別職で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年3月31日条例第7号）

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略)	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略)	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略)
(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまして当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略)	(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまして当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略)
(退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業者手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部）の返納を命ずる処分を行うことができる。	(退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業者手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部）の返納を命ずる処分を行うことができる。

改正後	改正前
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)	(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)

新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月15日条例第23号）

改正後	改正前
(期末手当の支給制限) 第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで間に離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの (3) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処	(期末手当の支給制限) 第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの (3) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処

改正後	改正前
分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し<u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないことと なる罰金の刑に限る。)に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第9条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日まで に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一 時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上 の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に 規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略)	分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し<u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰 金の刑に限る。)に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第9条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日まで に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一 時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑 が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定 する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略)

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年12月25日条例第38号)

改正後	改正前
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けるこ とがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例(平成3年12月20日条例第30号)

改正後	改正前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第6条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当 を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のい ずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡した	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第6条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当 を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のい ずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡した

改正後	改正前
ときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、失職した者 (3) (略)	ときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、失職した者 (3) (略)
(退職手当の支払の差止め) 第7条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。 (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているもの）に限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ア 市長 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。） イ 市長以外の特別職の職員 <u>拘禁刑</u>以上の刑 (2) (略) 2～6 (略)	(退職手当の支払の差止め) 第7条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。 (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているもの）に限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ア 市長 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。） イ 市長以外の特別職の職員 <u>禁錮</u>以上の刑 (2) (略) 2～6 (略)
(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第8条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条に規定する事情及び同	(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第8条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条に規定する事情及び同

改正後	改正前
条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあっては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。 (2) (略) 2・3 (略)	条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあっては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。 (2) (略) 2・3 (略)
(退職をした者の退職手当の返納) 第9条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第6条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) (略) 2 (略)	(退職をした者の退職手当の返納) 第9条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第6条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) (略) 2 (略)
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第11条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑（退職手当の受給者が第7条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあっては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第9条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第11条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑（退職手当の受給者が第7条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあっては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第9条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

改正後	改正前
5 (略)	5 (略)

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年2月24日条例第10号）

改正後	改正前
(指定事業者の指定等) 第6条 (略) 2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するとき は、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。 (1) (略) (2) 当該申請に係る法人の役員等が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (3)～(10) (略)	(指定事業者の指定等) 第6条 (略) 2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するとき は、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。 (1) (略) (2) 当該申請に係る法人の役員等が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終 り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (3)～(10) (略)

新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日条例第38号）

改正後	改正前
附 則 (個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機 関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一 部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、 2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧 実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をもこの条例の 施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 (個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機 関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一 部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、 2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧 実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をもこの条例の 施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

改正後	改正前
6 第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に職務上知り得た旧個人情報をおのこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。	6 第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に職務上知り得た旧個人情報をおのこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。
7・8 (略)	7・8 (略)

新潟県柏崎市議会個人情報保護条例（令和4年12月22日条例第44号）

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。